

## 地方統計機構・実査体制について

須々木 亘平

### I 現状

#### 1 地方統計機構

- ① 分散型の統計制度であるが、実査では、地方統計機構においては集中型のため、年度によって組織規模の大小が異なる不安定な組織
- ② 地域により実情が異なり、きめ細かな対応が必要
- ③ 地方公共団体では、統計機構は独立組織(部、課)が大半だが、市町村段階では、係、係内の兼務が増加、ともに、行革の進行により縮小
- ④ 職員は、高齢化あるいは中間層の少ない二層化、長期の経験者は減少
- ⑤ 統計調査員の意識の変化、募集の困難等から統計調査員管理の負担増加

#### 2 実査環境

- ① 「公」に対する意識の変化
- ② 情報に対する意識の変化
- ③ 地域における関係の変化
- ④ 企業環境の変化
- ⑤ 生活様式、勤労形態、企業形態等の多様化
- ⑥ 統計調査に対する意識の変化

### II 今後の対応の考え方

現行の実査体制は危機的状況に直面しており、早急に対策が必要

#### 1 地方統計機構への対応

- ① 地方統計機構の充実のためには、直接、地方公共団体の管理部門に働きかけていくことが必要
- ② 地方統計機構へは、国の分散型統計機構を集約・調整して対応することが必要
- ③ 民間事業者の活用及び行政記録の活用の範囲・程度を明らかにし、地方統計機構における統計調査の対応規模を明確にする。
- ④ 統計調査員制度を抜本的に見直す

#### 2 実査環境への対応

- ① 国民の理解と協力をより一層深めていく方策が必要
- ② 統計調査における実行力を強化する。

### Ⅲ 具体的対策

- 前提一 ・単純な業務・マニュアル対応で済むものは、できるだけ民間事業者を活用する。  
・報告者と直接対応する実査は直営で行い、効率化を図りながら充実していく。  
・行政記録は可能な限り活用する。

#### 1 地方統計機構の強化

- ① 地方公共団体への働きかけ一 国として地方公共団体の管理部門(人事・組織)に対し、法定受託事務として受託条件の遵守、統計職員の資質向上のための国の施策への協力を、直接、働きかける。
- ② 国における調整機能の強化一 地方公共団体の実情を踏まえ、各省横断的な統計調査のスクラップ&ビルドや、実査における業務量の平準化を推進する仕組みを構築する。
- ③ 実査業務の効率化一 既存統計の見直し、単純な業務等の民間事業者の活用(国による一括実施を含む。)及び行政記録の活用により実査の効率化を図る。特に、行政記録については、調査内容に関して活用する場合と、調査対象の特定等調査の支援のために活用する場合とを区別し、少なくとも、後者については極力活用できる環境を整備すること。(行政記録の提供等協力要請できる「行政機関」には、地方公共団体の機関は含まれていないので、全国共通に当該団体内部でも協力を求めることができる関係を構築する。)
- ④ 地方事務の効率化一 調査・審査関係事務へのIT技術の活用、特定地域の調査へのマンション管理会社の活用などを推進
- ⑤ 研修・人事交流の拡充一 ②及び③を活用し、研修の強化(知識・ノウハウの継承)、計画部門(国)と実査部門(地方公共団体)との人事交流を推進
- ⑥ 専門職制度の導入検討一 外国での事例があることや、まだ統計経験の長い職員がいること等から専門職制度の導入を検討する。

#### 2 統計調査員制度の抜本的改正(一例)

- ① 選任に当たって、名誉職的な考え方を変え、専門的な職業として位置づけていく。
- ② 資格制度の導入一統計調査員を国家資格として定め、資質の向上を図る。
- ③ 報酬等の改善一統計調査員は、主に困難ケースに対応することとし、報酬等その処遇を大きく改善していく。
- ④ 統計調査員のバックアップシステム一統計調査員が自主的に団体を作り、以下のような事業を行う。国及び地方公共団体が全面的にバックアップする。

- ア 各統計調査員の具体的なケースの相談、必要に応じた支援(同行者の配置等)
- イ 従事する統計調査の紹介・調整(調査回数、調査地域等)
- ウ 調査する統計の勉強会
- エ 統計調査員の提案、希望等を集約し国及び地方公共団体へ橋渡し

### 3 統計調査環境の変化への対応

- ① PRの強化— 特に、所管大臣等が直接国民に訴えることを取り入れていく。
- ② 統計調査への協力体制の構築— オートロックマンションやワンルームマンション等の管理者の協力が得られるよう国(管轄行政庁)を中心とした働きかけを強化する。  
また、事業所の調査に当たっては、会社全体での協力が得られるよう国(管轄行政庁)を中心として企業への働きかけを強化する。
- ③ 行政記録の活用— 報告者の負担や統計調査員の負担の軽減を極力図っていく。
- ④ 報告義務及び立ち入り検査の適用の明確化— 報告義務を課す場合及び立ち入り検査を行う場合の手続きを明確に定め、いつ、どのような場合に、どのような手順で行うか、報告義務違反や立ち入り検査の拒否に対してはどのように対応するかを明確にする。